



金融システムの動態：構造と機能の変容、および制度と規制の変革

岩佐、代市

(Degree)

博士（経済学）

(Date of Degree)

2004-01-21

(Date of Publication)

2013-06-12

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙2725

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2002725>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



【 40 】

氏 名・(本 籍) 岩佐 代市 (兵庫県)

博士の専攻分野の名称 博士(経済学)

学 位 記 番 号 博ろ第148号

学位授与の 要 件 学位規則第4条第2項該当

学位授与の 日 付 平成16年1月21日

【 学位論文題目 】

金融システムの動態
—構造と機能の変容、および制度と規制の変革—

審 査 委 員

主 査 教 授 滝川 好夫

教 授 足立 英之

教 授 中谷 武

論文『金融システムの動態－構造と機能の変容、および制度と規制の変革』

論文内容の要旨

本論文は、1970年代半ば以降の、日本の金融の構造と機能の変容過程を、多角的かつ動学的に考察するとともに、その過程で発生した金融制度や金融規制の変革の動きを理論的かつ実証的に分析し、さらには制度と規制のあるべき改革プランを提示している。

本論文は、3つの部、11の章から構成されている。第I部「金融システムの構造変化とシステムのマクロ分析」は4つの章から成り、金融システムの構造と機能の変容過程をマクロ経済的な観点から分析している。

第1章「わが国金融システムの構造変化－変化の諸相と特徴－」では、間接金融の比重は増大する傾向にあること、市場性債務（民間債務および国債等）の発行による資金調達の比重が高まっていること、金融機関の負債では市場取引型債務のシェアが高まっていることを実証的に明らかにしている。そして、第一に、80年代以降のストック化により、一方で、J.トービン流の資産市場均衡モデルを日本の金融システムへ適用できるようになったこと、他方で、金融の自由化と金融システム不安定化の構造的背景になっていることを主張している。第二に、これから標準すべき金融システムは投資信託などによる「仲介型直接金融」であると提案し、第三に、間接金融と直接金融の共存を「タテの多様化」、民間金融と公的金融の共生を「ヨコの多様化」と特徴づけている。

第2章「資産市場の一般均衡分析とストック・フロー連関」では、ストック化した経済でもフローの存在は無視できないとして、ストックとフローの連関の定式化を試みている。また、ケインジアン、マネクリスト、ポスト・ケインジアンに含意されるストック・フロー連関は、形式的には同じものであることを明らかにしている。

第3章「経済における富効果の役割」では、70年代の「クラウディング・アウト論争」を引き合いに、ストック化した金融経済では富効果を無視できないことを、あらためて強調している。

第4章「金利規制のマクロ分析」では、金利規制が有効で資金市場が不均衡にある場合に、経済全体がどのような姿になるかをIS-LMモデルを用いて分析している。「資金の利用可能性は観念的需要が有効需要に転化するための必要条件であり、十分条件ではない」という金融経済の本質的理解を前提に、金利規制が有効であった場合の経済全体の姿を、いくつかのケースに分けて分析を行い、興味深い結果を得ている。すなわち、金利規制と信用割当による有効需要水準コントロールの効果は量的に大きいが、不確実性は高く、一方金利自由化の効果は量的に小さくても、確実性は高いことを示し、企業の手元流動性が高まっている状況のもとでは、金融政策の効果を高める意味でも、金利の自由化は望ましいと結論づけている。

第II部「銀行行動の変容とミクロ分析」は3つの章から成り、銀行行動がどのように変化し、またそれらがいかなる含意を有したかをミクロ経済的な観点から分析している。

第5章「預金金利自由化と銀行行動」では、預金金利自由化が銀行行動に対しどのように

な影響をもたらすのかを理論的に分析している。すなわち、預金金利自由化は銀行利潤にプラスの効果を与えるが、銀行間競争の高まりや預金者の金利弾力性の高まりなどにより、銀行経営を不健全化することがありうることを明らかにしている。また、市場構造の違い（完全競争市場、独占市場、復古市場）、インプリシット預金金利の存在、銀行行動目標の違い（利潤最大化、規模最大化）などを考慮するために、ケースごとに分類したいくつものモデルを用意したうえで、預金金利自由化の銀行利潤や預金者（大口預金者と小口預金者を区別している）、借手への影響を分析している。金利自由化が大口預金者と小口預金者に対して与える差別的な効果を矯正する意味で、公的ないし組合的非営利金融機関が果たす役割の可能性についても言及している。

第6章「金融環境の変化と銀行の金融革新行動」では、銀行による金融革新の生成およびその波及プロセスについての理論的枠組みを構築し、この枠組みに照らして我が国における金融革新の諸事例を解説している。すなわち、革新生成についてはW.シルバーの「制約条件誘発的革新」、革新波及についてはE.ケインの「規制と革新の弁証法的発展」のそれぞれの議論を参考にして理論的枠組みを構築し、ダイナミックな革新生成・波及の理論的枠組みに基づいて、日本の金融革新の諸事例を解説している。

第7章「銀行の資産・負債管理の変容と含意」では、銀行の流動性管理の手法の変化がいかなる含意を有したのかを理論モデル分析している。すなわち、「資産管理」から「負債管理」へ、さらに「負債管理」から「資産負債総合管理」への推移を実証的に追いつつ、特に「負債管理」のもつ含意を理論的に明らかにしている。

第III部「金融システムの不安定化と制度改革－銀行制度と銀行規制はどうあるべきか」は4つの章から成り、金融システムの不安定化の諸相やその背景を理論的かつ実証的に明らかにするとともに、銀行制度改革や金融制度改革のあり方を提案している。

第8章「金融システム不安定化の実態と仮説、および制度改革論－米国の体験とミンスキーリー理論－」では、米日の金融システムの機能不全・不安定化プロセスと危機の背景、金融システムの本来の不安定性、および危機に対する事後対策と将来の制度設計という論点を実証的かつ理論的に考察し、H.ミンスキーリーの「金融不安定化仮説」はきわめて有効であると強調している。また、預金保険制度の改革諸案（特に、リスク・ベースの可変的保険料制度）、ナローバンク論、自己資本比率規制および早期是正措置などに関する、米国での議論を手際よく整理している。

第9章「デリバティブ市場の発展と金融システム」では、金融機関のデリバティブ取引への関与が、金融システムの潜在的なシステム・リスクを高めているのかどうかについての実証的かつ理論的分析を行い、システム・リスク顕在化の源泉をR.E.ライアン＝J.ローチの見解を参考に、「金融機関の連鎖的破綻」「伝染的波及」および「資産価格の崩落」の3つに整理し、システム・リスクの潜在的可能性は、個々の金融機関のリスク・エクスポージャーの大きさと個々の金融機関同士のリスク度合い（取引関係の密接度、公衆が信認の次元で同一業態視する度合い、運用資産の種類の同一性・近似性）によって規定されると結論づけている。

第10章「金融システムの安定化装置－公的介入の制度と代替的銀行制度論－」では、金融システム安定化装置としての公的介入制度をサーベイし、銀行制度の抜本的改革案として、日本固有の制度的背景等に配慮した「ナローバンク案」を提示している。すなわち、

伝統的な商業銀行主義が重要であること、郵便貯金制度を活用して公的なナローバンクを設立すること、そして民間銀行については分離勘定で商業銀行主義の徹底を図れば、その他の活動は基本的に自由とし、同時に預金保険制度の適用範囲を狭めること、などは一体として最適な銀行制度改革になるはずであると指摘している。

第11章「自己資本比率規制の効果と問題点」では、自己資本比率規制の効果と問題点を実証的かつ理論的に検討している。すなわち、自己資本比率規制を強化しても、銀行が高リスクの資産運用で対応すれば、自己資本比率規制はその目指すところとは逆の結果を生む可能性があること、自己資本比率規制は「景気の悪化→自己資本の毀損→銀行の資産圧縮ないし貸出抑制」というプロ・サイクリカルな効果をもたらす危険があることを指摘している。また、銀行の「貸し渋り」が自己資本比率規制によって生じているのかどうかを実証的に分析している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、金融の理論上の問題よりも、金融の実際的な問題に焦点をあてた、1970年代半ば以降のわが国金融システムの構造と機能の変容および銀行行動の変化を動学的な視点から分析している理論的・実証的研究である。

本論文の主たる貢献は以下の諸点にまとめることができる。

- ① 市場構造、銀行行動の目標、インプリシット金利の存否、預金者層などの相違を考慮するために、ケースごとに分類したいいくつかのモデルを用意したうえで、預資金利自由化が銀行行動に対しどのような影響をもたらすのかを理論的に分析し、預資金利自由化は概して銀行利潤を高めることに貢献するが、銀行間競争が高まるならば銀行経営を不健全化することがありうることを明らかにしている。また、金融革新の生成とその波及プロセスを分析するためのダイナミックな理論的枠組みを構築し、この枠組みの中でわが国の実際の金融革新を図式化し、解釈する興味深い試みを行っている。
- ② 金融システム安定化装置としての公的介入制度をサーベイし、銀行制度の抜本的改革案として、日本固有の制度的背景等に配慮した、筆者なりの「ナローバンク案」を提示している。その際、「広義のナローバンク論」を学説史的に、あるいは国別に整理しながら批判的な検討を加え、わが国について、伝統的な商業銀行主義の重要性と郵便貯金制度のナローバンク化、預金保険制度への依存度の引き下げなどの諸構想を提案している。
- ③ 銀行に対する自己資本比率規制がもつ含意を理論的ならびに実証的に分析している。信用創造理論における「流動性制約」に加えて、「資本制約」を考慮した理論モデルをつくり、資本制約が有効である場合には流動性制約を緩和するための準備供給拡大政策は効果をもたないと指摘している。また、20年弱にわたる長期の観点で、都銀、地銀、第二地銀の業態別比較を行えるような形で実証分析を行い、自己資本比率規制が概ねどの業態の貸出にも抑制的であること、ただし都銀にはBIS規制導入の動きが、地銀・第二地銀には早期に正措置導入の動きがより重要であったことを明らかにしている。

本論文にさらに望まれることは以下の諸点である。

- ① 著者の構築している銀行モデルの多くが、不確実性下のリスクに対する態度をエクスプレシットに取り扱っていない。この点に関連して「情報の経済学」、「契約理論」、「ゲ

ーム理論」、「ファイナンス理論」などのさまざまな分析ツールを取り入れて分析を行うことが望ましい。

② 金融の国際化の進展を前提にすれば、金融規制や銀行制度も国際標準との整合性が問われ、調整問題は不可欠である。この種の論点については、検討が及んでいない。

しかし、これらは今後の研究に待つべきものであり、これをもって本論文の意義と貢献が損なわれるものでない。

以上を総合して、審査委員は一致して本論文の提出者が博士（経済学）の学位を授与される資格をもつものと判定する。

平成16年1月21日

審査委員

主査 教授 滝川好夫
教授 足立英之
教授 中谷武